令和6年度介護報酬改定介護報酬の見直し案 目次

資料	項目	ページ
その1	別紙1-1:指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準【令和6年4月施行】	5-85
	別紙1-2:指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準【令和6年6月施行】	86-136
	別紙1-3:指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準【令和7年8月施行】	137-141
	別紙2:指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準【令和6年4月施行】	142-149
	別紙3-1:指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準【令和6年4月施行】	150-240
	別紙3-2:指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準【令和6年6月施行】	241-250
	別紙3-3:指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準【令和7年8月施行】	251-253
その2	別紙4-1:指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準【令和6年4月施行】	254-316
	別紙4-2:指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準【令和6年6月施行】	317-342
	別紙5-1:指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準【令和6年4月施行】	343-395
	別紙5-2:指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準【令和6年6月施行】	396-433
	別紙5-3:指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準【令和7年8月施行】	434-436
	別紙6-1:指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準【令和6年4月施行】	437-451
	別紙6-2:指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準【令和6年6月施行】	452-461
	別紙7:指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準【令和6年4月施行】	462-466
	別紙8:附則	467-478

参考12:介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額	583-586
参考13-1:居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針	587-591
参考13-2:居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針	592-595
参考14:厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数	596-597
参考15-1:厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護 予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数	598-603
参考15-2:厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護 予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数	604-608
参考16:介護保険法施行規則第百四十条の五十五第二項の厚生労働大臣が定める基準	609-610
参考17:厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順	611-612
参考18-1:厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域	613-616
参考18-2:厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域	617-620
参考19-1:厚生労働大臣が定める地域	621-623
参考19-2:厚生労働大臣が定める地域	624-626
参考20:厚生労働大臣が定める一単位の単価	627-637
参考21-1:厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等	638-652
参考21-2:厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等	653-657
参考21-3:厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等	658-659
参考22-1:厚生労働大臣が定める基準	660-744
参考22-2:厚生労働大臣が定める基準	745-820
	李考13-1: 尼住、海在及び福泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針 参考13-2: 尼住、海在及び福泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針 参考15-1: 厚生労働大臣が定めるの問対応型訪問介護費に係る単位数 参考15-1: 厚生労働大臣が定めるの外部サービス利用型特定機能及及居者生活介護費及び外部サービス利用型介養 学務制定施設入店者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに販度単位数 参考15-2: 厚生労働人臣が定める分がボリービス利用型特定機能及及居者生活介護費及び外部サービス利用型介養 予消時定施設入店者生活介証費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数がびに販度単位数 参考16: 介養保険法施行規制所再四十条の五十五第二項の厚生労働人子が定める基準 参考17: 厚生労働人臣が定める部条征又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順 参考17: 厚生労働人臣が定める中山間地域等の地域 参考18-1: 厚生労働人臣が定める中山間地域等の地域 参考19-1: 厚生労働人臣が定める中山間地域等の地域 参考21-1: 厚生労働人臣が定める事性に適合する利用者等 参考21-2: 厚生労働人臣が定める基準に適合する利用者等 参考21-3: 厚生労働人臣が定める基準に適合する利用者等 参考21-3: 厚生労働人臣が定める基準に適合する利用者等 参考21-3: 厚生労働人臣が定める基準に適合する利用者等 参考21-1: 厚生労働人臣が定める基準に適合する利用者等

その3	参考23-1:厚生労働大臣が定める施設基準	821-865
	参考23-2:厚生労働大臣が定める施設基準	866-870
	参考23-3:厚生労働大臣が定める施設基準	871-873
	参考24:経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針	874-878
	参考25:経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針	879-883
	参考26:看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針	884-888